

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 業務方法書実施細則

平成21年6月22日制定	令和2年3月27日改正
平成22年1月29日改正	令和3年3月30日改正
平成22年6月22日改正	令和3年5月31日改正
平成23年6月27日改正	令和4年3月25日改正
平成25年3月28日改正	令和5年3月29日改正
平成26年3月27日改正	令和6年6月10日改正
平成27年6月17日改正	令和7年3月27日改正
平成28年3月30日改正	令和8年3月27日改正
平成29年3月29日改正	
平成30年8月17日改正	

(対象特定野菜等)

第1条 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る業務方法書（以下「特定野菜等業務方法書という。」）第3条の対象特定野菜等は、別表1に掲げるとおりとする。

(対象市場群)

第2条 特定野菜等業務方法書第4条の対象市場群は、別表2に掲げるとおりとする。

(対象出荷期間)

第3条 特定野菜等業務方法書第5条の対象出荷期間は、業務1区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(業務対象年間)

第4条 特定野菜等業務方法書第5条の業務対象年間は、業務1区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(保証基準価格、最低基準価格、資金造成単価)

第5条 特定野菜等業務方法書第14条第2項の保証基準価格、第6条の第1項の最低基準価格、第7条第2項の資金造成単価は、業務1区分ごとに別表1に掲げるとおりとする。

(環境負荷低減のクロスコンプライアンス)

第6条 共同出荷組織等は、野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知）第3の規定に基づき、同一事業年度に交付申込を行う対象野菜全体に係る「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」に記載された各取組の実施についてチェックすることとし、交付申込時、交付申込書へ添付し協会へ提出するものとする。

附 則（平成21年7月28日新農第183号）

1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月10日新農第487号）

- 1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年3月1日から適用する。
- 2 施行日において、特定野菜業務方法書第6条第1項に規定する申込期限が既に経過している業務区分に係わる申込みの申込期限は、第6条1項の規定にかかわらず、平成22年4月31日とする。

附 則（平成22年8月3日新農第189号）

1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年7月15日新農第177号）

1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月12日園農第25号）

1 この実施細則は、知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この実施細則は、「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」（農林水産省生産局長通知）を受け、県からの通知に基づき施行する。

附 則（平成28年4月1日園農第1号）

1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（平成29年3月30日園農第421号）

1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（平成30年9月27日園農第190号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和2年4月1日園農第14号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和3年4月27日園農第30号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和3年6月15日園農第99号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和4年4月1日園芸第14号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和5年3月31日園芸第373号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受け施行する。

附 則（令和6年6月24日園芸第105号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受けた日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月3日園芸第10号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受けた日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年4月6日園芸第15号）

- 1 この実施細則は、山形県知事の承認を受けた日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

特定野菜事業保証基準価格等

別表1

業 務 区 分			業 務 対 象 年 間	保証基準 価 格 (円銭/kg)	最低基準 価 格 (円銭/kg)	資金造成 単 価 (円銭/kg)
対象特定 野 菜 等	対象市場群	対象出荷期間				
に ら	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和 8年 5月 1日から 令和10年 6月30日まで	229.00	157.51 (171.83)	57.19 (45.75)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和 8年 5月 1日から 令和10年 6月30日まで	246.50	169.65 (185.07)	61.48 (49.18)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和 8年 7月 1日から 令和10年10月31日まで	379.00	260.67 (284.37)	94.66 (75.73)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和 8年 7月 1日から 令和10年10月31日まで	419.50	288.33 (314.54)	104.94 (83.95)
ア ス パ ラ ガ ス (グリーンアスパラガスに限る)	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和 8年 5月 1日から 令和10年 6月30日まで	843.50	580.11 (632.85)	210.71 (168.57)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和 8年 5月 1日から 令和10年 6月30日まで	971.00	667.62 (728.31)	242.70 (194.16)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から 9月30日まで	令和 8年 7月 1日から 令和10年 9月30日まで	749.00	515.02 (561.84)	187.18 (149.74)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から 9月30日まで	令和 8年 7月 1日から 令和10年 9月30日まで	764.00	525.42 (573.19)	190.86 (152.69)
生 い た け	東 北 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和 8年 5月 1日から 令和10年 6月30日まで	576.00	395.97 (431.97)	144.02 (115.22)
	関 東 ブ ロ ッ ク	5月1日から 6月30日まで	令和 8年 5月 1日から 令和10年 6月30日まで	720.00	494.88 (539.87)	180.10 (144.08)
	東 北 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和 8年 7月 1日から 令和10年10月31日まで	601.50	413.68 (451.29)	150.26 (120.21)
	関 東 ブ ロ ッ ク	7月1日から 10月31日まで	令和 8年 7月 1日から 令和10年10月31日まで	744.50	511.91 (558.45)	186.07 (148.86)
	東 北 ブ ロ ッ ク	11月1日から 12月31日まで	令和 8年11月 1日から 令和10年12月31日まで	706.50	485.58 (529.72)	176.74 (141.39)
	関 東 ブ ロ ッ ク	11月1日から 12月31日まで	令和 8年11月 1日から 令和10年12月31日まで	822.50	565.48 (616.89)	205.62 (164.50)
	東 北 ブ ロ ッ ク	1月1日から 4月30日まで	令和 9年 1月 1日から 令和11年 4月30日まで	677.50	465.96 (508.32)	169.23 (135.38)
	関 東 ブ ロ ッ ク	1月1日から 4月30日まで	令和 9年 1月 1日から 令和11年 4月30日まで	778.50	535.41 (584.08)	194.47 (155.58)

備考1 最低基準価格及び資金造成単価の欄の()は、業務方法書第6条に規定する「特例60」の申込みに基づく最低基準価格及び資金造単価である。

備考2 東北ブロック及び関東ブロックとは、別表2に定める市場群をいう。

備考3 負担金の負担割合については、国・県・共同出荷組織等、それぞれ3分の1とする。

但し、国の定める重要特定野菜(アスパラガス)にあつては、国2分の1、県、共同出荷組織等にあつては、それぞれ4分の1とする。

別表 2

対象市場群	対象市場群に属する市場	卸売会社名
東 北 ブ ロ ッ ク	青森市中央卸売市場	青森合同青果(株)
	八戸市中央卸売市場	八戸中央青果(株)
	弘前総合地方卸売市場	弘果弘前中央青果(株)
	盛岡市中央卸売市場	丸モ盛岡中央青果(株)
	岩手県南青果地方卸売市場	(株)岩手県南青果市場
	花巻市公設地方卸売市場	(株)花果
	仙台市中央卸売市場本場	仙台あおば青果(株)
	石巻青果花き地方卸売市場	(株)石巻青果
	秋田市公設地方卸売市場	秋印秋田中央青果(株)、丸果秋田県青果(株)
	能代青果地方卸売市場	(株)能代青果地方卸売市場
	山形市公設地方卸売市場	山形丸果中央青果(株)
	公設庄内青果物地方卸売市場	丸果庄内青果(株)、(株)庄果
	地方卸売市場(株)丸勘山形青果市場	(株)丸勘山形青果市場
	福島市公設地方卸売市場	福島中央青果卸売(株)
	会津若松市公設地方卸売市場	丸果会津青果(株)、山平会津若松青果(株)
	いわき市中央卸売市場	(株)平果
郡山市総合地方卸売市場	(株)マルケイ青果市場、(株)郡山大新青果 (株)山一中央青果卸売市場	
地方卸売市場東印郡山青果(株)	東印郡山青果(株)	
関 東 ブ ロ ッ ク	水戸市公設地方卸売市場	水戸中央青果(株)、茨城県大同青果(株)
	土浦地方卸売市場	土浦中央青果(株)、土浦大同青果(株)
	公設鹿島地方卸売市場	鹿島中央青果(株)
	宇都宮市中央卸売市場	東一字都宮青果(株)
	栃木県南地方卸売市場	荒井商事(株)
	前橋生鮮食料品総合地方卸売市場	前橋青果(株)
	館林市総合地方卸売市場	館林中央市場(株)
	高崎市総合地方卸売市場	ぐんま県央青果(株)
桐生地方卸売市場	桐生青果(株)	

別表 2

対象市場群	対象市場群に属する市場	卸売会社名
関東 東 北 ロ ッ ク	地方卸売市場熊谷青果市場	(株)熊谷青果市場
	地方卸売市場川口中央青果市場	(株)川口中央青果市場
	地方卸売市場浦和総合流通センター	浦和中央青果市場(株)
	大宮総合食品地方卸売市場	(株)大宮中央青果市場
	所沢総合食品地方卸売市場	浦和中央青果市場(株)所沢支社
	地方卸売市場さいたま春日部市場	さいたま春日部市場(株)
	埼玉県地方卸売市場上尾市場	埼玉県中央青果(株)
	越谷総合食品地方卸売市場	マルセンフーズ(株)
	埼玉川越総合地方卸売市場	東京新宿ベジフル(株)川越支店
	J A全農青果センター(株)東京センター	J A全農青果センター(株)東京センター
	千葉市地方卸売市場	千葉青果(株)
	船橋市地方卸売市場	長印船橋青果(株)
	柏市公設総合地方卸売市場	東京シティ青果(株)千葉支社柏市場
	地方卸売市場(株)金坂青果	(株)金坂青果市場
	松戸市公設地方卸売市場南部市場	東京千住青果(株)東葛支社
	市川地方卸売市場	長印船橋青果(株)市川支社
	成田市公設地方卸売市場	シティ青果成田市場(株)
	木更津市公設地方卸売市場	大一木更津青果(株)
	東京都中央卸売市場豊洲市場	東京シティ青果(株)
	東京都中央卸売市場大田市場	東京青果(株)、東一神田青果(株)
		東京荏原青果(株)
	東京都中央卸売市場葛西市場	東京千住青果(株)葛西支社
	東京都中央卸売市場豊島市場	東京豊島青果(株)
	東京都中央卸売市場淀橋市場	東京新宿ベジフル(株)
	東京都中央卸売市場北足立市場	東京千住青果(株)
	東京都中央卸売市場板橋市場	東京豊島青果(株)板橋支社
		東京富士青果(株)
	東京都中央卸売市場世田谷市場	東京新宿ベジフル世田谷(株)
	東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場	東京ニュータウン青果(株)

別表 2

対象市場群	対象市場群に属する市場	卸売会社名
関東	東京都練馬青果地方卸売市場	東京新宿ベジフル(株)練馬支店
	東京都八王子北野地方卸売市場	東京八王子青果(株)
	東京都国立地方卸売市場	東京多摩青果(株)
	東京都東久留米地方卸売市場	東京多摩青果(株)北部支店
	横浜市中心卸売市場本場	横浜丸中青果(株)
	川崎市中央卸売市場北部市場	東一川崎中央青果(株)
	湘南藤沢地方卸売市場	湘南青果(株)、横浜丸中青果(株)湘南支社
	地方卸売市場横須賀青果物(株)	横須賀青果物(株)
	平塚地方卸売市場	平塚中央青果卸売(株)
	小田原市公設青果地方卸売市場	小田原青果(株)、小田原中央青果(株)
	地方卸売市場神奈川青果(株)本社市場	神奈川青果(株)
	J A全農青果センター(株)神奈川センター	J A全農青果センター(株)神奈川センター
	甲府市地方卸売市場	山梨中央青果(株)、(株)甲州青果市場
	佐久地方卸売市場	(株)R&Cながの青果佐久支社
	上田地方卸売市場	(株)R&Cながの青果上田支社
	松本市公設地方卸売市場	(株)R&Cながの青果松本支社
	飯田市地方卸売市場	(株)飯田青果
	長野地方卸売市場	(株)R&Cながの青果長野本社
	飯山中央地方卸売市場	飯山中央市場(株)
	静岡市中心卸売市場	静岡V F (株)
浜松市中心卸売市場	浜松青果(株)、(株)浜中	
地方卸売市場三島青果市場	三島青果(株)	
地方卸売市場沼津中央青果	沼津中央青果(株)	
岳南富市地方卸売市場	富士中央青果(株)	